

労働者数50人未満の事業場の皆様へ

事業者の義務

「医師の意見聴取」は実施していますか？

事業者は、健康診断の結果、**異常の所見があると診断された労働者**について、**健康診断実施日から3か月以内に、医師の意見を聴かなければなりません**。（労働安全衛生法第66条の4ほか）

《意見の内容》 就業区分及び就業上必要な措置

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

出典：厚生労働省「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」

地域産業保健センター（地さんぽ）を利用すれば

無料で「医師の意見聴取」を受けられます！

松山地域産業保健センター	松山市、伊予市、東温市、伊予郡、上浮穴郡	TEL 080-5952-8516 FAX 089-915-1922
四国中央地域産業保健センター	四国中央市	TEL 080-5952-8518 FAX 0896-59-1008
新居浜地域産業保健センター	新居浜市、西条市	TEL 080-9026-5466 FAX 0897-35-0015
今治地域産業保健センター	今治市、越智郡	TEL 080-5952-8515 FAX 0898-32-8431
八幡浜地域産業保健センター	八幡浜市、大洲市、西予市、西宇和郡、喜多郡	TEL 080-5952-8514 FAX 0894-35-6585
宇和島地域産業保健センター	宇和島市、北宇和郡、南宇和郡	TEL 080-5952-8517 FAX 0895-24-5284

独立行政法人 労働者健康安全機構 愛媛産業保健総合支援センター

お急ぎの場合はこちらまで TEL089-915-1911（平日 8:30～17:15）

申込方法

1. 「愛媛産業保健総合支援センター」公式ホームページを検索
2. ホームページから①②のいずれかの方法でお申し込みください。
 - ① 「Webフォーム（パソコン）」又は「二次元コード（スマホ）」から「地さんぽ ご利用案内」の下方「健康相談・面接指導利用申込フォーム」又はその下の「二次元コード」から必要事項を入力し送信
 - ② 「FAX送信」
「健康相談・面接指導利用申込書」（PDF）又は（Excel）の申込書に記入・印刷のうえFAX送信（所管のセンターへ）
3. 申込受領後、地域担当のコーディネーターから、事業場ご担当者様に、日程や必要書類の準備等について連絡いたします。

《ご利用いただける主なサービスの内容》

- ①**健康診断結果についての医師からの意見聴取**（安衛法第66条の4）
健康診断の結果、異常の所見があった労働者（有所見者）に関し、その健康を保持するための必要な措置について、事業者が医師に意見を聴くことができます。
- ②**長時間労働者に対する面接指導**（安衛法第66条の8）
時間外・休日労働時間が長時間におよぶ労働者に対して、疲労の蓄積状況の確認などの面接指導を実施します。
- ③**高ストレス者に対する医師の面接指導**（安衛法第66条の10）
ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、心理的な負担の状況などの面接指導を実施します。

《ご利用時の注意点》

- ※本事業は、国の補助金により、中小企業の小規模事業場の産業保健活動の支援を目的に実施しております。このため、大企業の支店・営業所等で、総括産業医がいる事業場は対象外になります。
また、企業全体の規模が労働者数50人未満の小規模事業場を優先的に実施させていただきます。
- ※事業場ごとに申込が必要です。（本社等がまとめて申込・対応する場合でも、事業場ごとの申込が必要になります。）
- ※年度内に利用できる回数は、原則1事業場当たり2回までです。
- ※サービスは、原則、地域産業保健センターが指定する窓口（センター又は医療機関等）での対応になります。
- ※医師からの意見聴取は、窓口面談での対応を原則としており、郵送での対応は行っておりません。